

五項第一号			号に規定する課税済金額をいう。以下第八項までにおいて同じ。）	
第六十八条の九十二第 五項第二号及び第三号	特定外国子会社等	特定外国法人	第六十八条の九十二第 六項	第六十六條の九の二第一項
第六十八条の九十二第 六項	第六十六條の六第一項	第六十八條の九十三の四第五項において準用する第六十六條の八第五項	前項又は第六十六條の 八第五項	第六十八條の九十三の四第五項において準用する第六十六條の八第五項
第三項の	前項の	第六十八條の九十三の四第三項の	同条第五項	同条第五項において準用する前項の
同条第五項	同条第三項第二号	第六十六條の九の四第五項において準用する第六十六條の八第五項	第六十八條の九十二第 第一項及び第二項	第六十六條の九の四第三項第二号
第六十八條の九十二第 第一項及び第二項	第六十八條の九十三の四第一項及び第二項	第六十八條の九十三の四第一項及び第二項		

七項	第六十八條の九十二第	
八項	第一項及び第二項の規定の	第六十八條の九十三の四第一項及び第二項の規定の
前項	同条第五項において準用する前項	
第一項及び第二項の規定を	同条第一項及び第二項の規定を	

第六十八條の九十三の八第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の前項各号に掲げる事実が生じた」を「が当該連結法人に係る特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける」に、「課税済留保金額（第十六條の九の八第一項に規定する課税済留保金額）」を「課税済金額（第六十六條の九の四第三項第二号に規定する課税済金額）」に、「その課税済留保金額」を「その課税済金額」に、「個別課税済留保金額」を「個別課税済金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 特殊関係株主等である連結法人が当該連結法人に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法

第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下この項及び次項において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項において「剰余金の配当等の額」という。）とする。この場合において、当該剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

3 前二項に規定する特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、当該連結法人の有

する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第三項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国法人に係る個別課税対象金額で特殊関係株主等である連結法人が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十三の二第一項の規定により前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、当該連結法人の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各連結事業年度において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（第一項又は前項前段の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別課税済金額」という。）

第六十八条の九十三の八に次の二項を加える。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第

二項第二号中「損金算入」とあるのは、「損金算入」又は租税特別措置法第六十八条の九十三の四（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）」とするほか、連結利益積立金額の計算に  
関し必要な事項は、政令で定める。

7 第二項前段の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十  
三第二項第二号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十八条の九十三  
の四第二項前段（特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適  
用する場合を含む。）」とするほか、連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十三の八を第六十八条の九十三の四とする。

第六十八条の九十三の九中「第六十八条の九十三の六第一項」を「第六十八条の九十三の二第一項」に  
改め、「第六十八条の九十三の七第一項の規定により特殊関係株主等である連結法人が納付したとみな  
される個別控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計  
算上損金の額に算入された個別課税済留保金額に係るものの処理」を削り、同条を第六十八条の九十三の  
五とする。

第三章第二十四節第三款を同節第二款とする。

第六十八条の九十四の見出しを「(技術研究組合の所得計算の特例)」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合が」を「技術研究組合が」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「鉱工業技術研究組合法第十三条第一項」を「技術研究組合法第九条第一項」に改める。

第六十八条の九十八の見出しを「(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)」に改め、同条第一項中「連結親法人」の下に「(次に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時に  
おいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの  
(保険業法に規定する相互会社を除く。)

二 協同組合等(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。)である連結親法人  
第六十八条の百一第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六十八条の百四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百八第一項中「同法第十五条の二第一項」を「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）」に改め、「満たない協同組合等」の下に「である連結親法人」を加え、「同法第八十一条の十八第二項中「第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第八十一条の十二（各連結事業年度の連結所得に対する法人税率）」と」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替え、同項」を加える。

第六十八条の百十第二項を次のように改める。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の二第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額（政令で定めるものを除く。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第七項」を「第六十八条の三の三第六項」に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が受ける第六十八条の三の

三第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額（政令で定めるものを除く。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する剰余金の配当等の額に該当しないものとみなす。

第六十九条の二第一項中「第七十条の八」を「第七十条の八の二」に改める。

第六十九条の四第一項中「以下この項及び第三項に」を「第三項に」に、「以下この項及び第三項並びに次条第七項」を「第三項及び次条第五項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十九条の五の見出しを「（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）」に改め、同条第一項中「特定事業用資産相続人等」を「特定計画山林相続人等」に、「第七十条の六」を「第七十条の七の四」に、「特定事業用資産で」を「特定計画山林で」に、「選択特定事業用資産」を「選択特



定計画山林」に、「当該選択特定事業用資産」を「当該選択特定計画山林」に、「次の各号に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ当該各号に定める割合」を「百分の九十五」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号から第八号までを削り、同項第九号を同項第一号とし、同項第十号中「特定贈与者が贈与」を「特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十一号中「特定事業用資産相続人等」を「特定計画山林相続人等」に、「イ又は」を「次のイ又は」に改め、同号イ中「特定同族会社株式等又は」を削り、「(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)」を「(1)及び(2)」に改め、同号イ(1)から(3)までを削り、同号イ(4)を同号イ(1)とし、同号イ(5)中「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に改め、同号イ(5)を同号イ(2)とし、同号口中「特定受贈同族会社株式等又は」を削り、「(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)」を「(1)及び(2)」に改め、同号口(1)から(3)までを削り、同号口(4)を同号口(1)とし、同号口(5)中「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に改め、同号口(5)を同号口(2)とし、同号を同項第三号とし、同項第十二号を削り、同項に次の一号を加える。

四 特定計画山林 次のイ又はロに掲げる立木又は土地等をいう。

イ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林に係るもののうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

ロ 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

第六十九条の五第三項中「特定事業用資産」を「特定計画山林」に改め、「（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けた場合において当該相

続又は遺贈に係る特定同族会社株式等が分割されたときを除く。）」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「次に掲げる」を「前条第一項の」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 選択宅地等面積（前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択がされた宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計をいう。第二号において同じ。）が四百平方メートル未満である場合において、第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林を含む。第一号において同じ。）を同項に規定する選択特定計画山林として選択をするときは、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて得た価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 当該特定森林施業計画対象山林の価額

二 四百平方メートルから選択宅地等面積を控除したものの四百平方メートルに占める割合

第六十九条の五第七項を削り、同条第八項中「特定事業用資産」を「特定計画山林」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第十二項及び第十三項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項を同条第

七項とし、同条第十項中「特定受贈同族会社株式等又は」を削り、「特定事業用資産相続人等」を「特定計画山林相続人等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「特定受贈同族会社株式等又は」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「(第二号に係る部分に限る。)」を削り、「第九項」を「第七項」に、「第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)」を「第二項第三号イ(2)又はロ(2)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「選択特定事業用資産」を「選択特定計画山林」に、「(特定事業用資産)」を「(特定計画山林)」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とする。

第七十条の三第一項ただし書を削る。

第七十条の三の二第一項第一号中「又は次条第一項」を削る。

第七十条の三の三及び第七十条の三の四を削る。

第七十条の四第一項中「農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地のうち政令で定める」を「農地法第三十二条の規定による通知(同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。)」に係る」に、「該当するものを除く。次項」を「該当するものを除く。同項」に、「又は租

税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の四の」を「の規定その他これに類するものとして政令で定める」に改め、「贈与税で」を削り、「ものの額」を「贈与税の額」に改め、「計算した金額」の下に「（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）」を加え、「贈与税の額に相当する」を「納税猶予分の贈与税額に相当する」に改め、同項第一号中「により取得した」の下に「この項本文の規定の適用を受ける」を加え、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう」を「農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。以下この条において同じ」に、「取得に係る」を「取得に係るこの項本文の規定の適用を受ける」に、「譲渡等の時前に当該」を「譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける」に、「当該取得した」を「この項本文の規定の適用を受ける」に、「当該農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地」を「当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含

む。」に、「その時前に当該農地等につき」を「その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第四号中「第二十九項第一号」を「第三十四項第一号」に、「贈与税の額及び当該贈与税の額」を「贈与税及び当該贈与税」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「第七十条の六」を「第七十条の六の三」に改め、同条第四項中「同項に規定する贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に改め、同条第五項中「同項に規定する贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十項第一号中「なつた場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「供していない場合」の下に「（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合 当該借受代替農地等について農地法第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）

第七十条の四第十一項中「前項各号」を「前項第一号又は第三号」に、「同項各号」を「同項第一号又

は第三号」に改め、同条第十三項中「納税地の」を「当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同条第三十二項を同条第三十八項とし、同条第三十一項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37 税務署長は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会に対し、第一項の規定の適用を受ける受贈者及び同項の規定の適用を受ける農地等に関する事項その他財務省令で定める事項を通知することができる。

第七十条の四第三十項中「若しくは移転」を「移転若しくは消滅」に改め、「(農地について農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう。）」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「贈与税の額を」を「贈与税に相当する金額を」に、「年六・六パーセント」を「年三・六パーセント」に改め、「贈与税の額に相当する」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「の額」を削り、同項第四号中「第二十四項」を「第二十九項」に改め、「の額」を削り、同項第五号中「第二十五

項」を「第三十項」に改め、「の額」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「第二十四項」を「第二十九項」に、「第二十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項中「第二十四項又は第二十五項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項第一号中「第二十四項又は前項」を「又は前二項」に改め、同項第二号中「同項の規定による納税の猶予を受けたもの」及び「納税の猶予を受けた贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、「（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。第二十八項及び第二十九項第一号において同じ。）」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「次項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28 第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当す



るものを除く。次項、第三十三項及び第三十四項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十一項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十六項の届出書の提出があった時に中断し、当該届出書の提出期限の翌日から新たに進行するものとする。

第七十条の四第二十二項中「同項の規定による」を「同項、第五項、第二十九項又は第三十項の規定による」に、「同項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「同項に規定する贈与税の額」を「納税猶予分の贈与税額」に、「添付しない」を「添付しない」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を削り、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の四項を加える。

21 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合において、当該農地等について政令で定めるところにより地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十三項

までにおいて「営農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該営農困難時貸付けを行つている旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該営農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「営農困難時貸付け農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

22 前項の規定の適用を受ける営農困難時貸付け農地等につき耕作の放棄又は地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の消滅（以下次項までにおいて「権利消滅」という。）があつた場合には、当該営農困難時貸付け農地等（当該営農困難時貸付け農地等のうち耕作の放棄又は権利消滅があつた部分に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、次の各号（当該営農困難時貸付け農地等に係る耕作の放棄があつた場合には、第一号を除く。）に定めるところによる。

- 一 当該権利消滅があつた時において、当該営農困難時貸付け農地等についての権利設定があつたものとみなす。

二 当該営農困難時貸付農地等について、新たな営農困難時貸付けを行つた場合又は前項の規定の適用を受ける受贈者の農業の用に供した場合において、当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな営農困難時貸付けを行つている旨又は当該受贈者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該営農困難時貸付農地等のうち、新たな営農困難時貸付けを行つた部分又は当該受贈者の農業の用に供した部分については、当該耕作の放棄又は前号の権利設定及び新たな営農困難時貸付けに係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

三 前項の規定の適用を受ける受贈者が当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日の翌日から一年を経過する日（第五号において「延長期日」という。）までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から二月以内に納税地の所轄税務署長に承認の申請をした場合において、当該税務署長の承認を受けたときに限り、当該承認に係る営農困難時貸付農地等については、当該耕作の放棄及び第一号の権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

四 前号の承認を受けた受贈者が、当該承認に係る営農困難時貸付農地等について、新たな営農困難時貸付けを行つた場合又は当該受贈者の農業の用に供した場合において、これらの場合に該当することとなつた日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな営農困難時貸付けを行つている旨又は当該受贈者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該営農困難時貸付農地等のうち、新たな営農困難時貸付けを行つた部分については、新たな営農困難時貸付けに係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

五 第三号の承認に係る営農困難時貸付農地等のうち、前号の規定による届出書に係る部分以外の部分にあつては第三号の承認に係る延長期日において、延長期日前に受贈者の農業の用に供した場合（前号の届出書の提出がなかつた場合に限る。）における当該受贈者の農業の用に供した部分にあつては当該受贈者の農業の用に供した日において、それぞれ権利設定があつたものとみなす。

23 第二十一項の届出書が同項の営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、前項第二号の届出書若しくは同項第三号の承認の申請に係る書類が同項の耕作の放棄若しくは権利消滅が

あつた日から二月以内に提出されなかつた場合又は同項第四号の届出書が同号のこれらの場合に該当することとなつた日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

24 第二十一項の規定の適用を受ける受贈者に係る第二十六項の届出書の提出その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第十八項中「納税地の」を「当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十八項」を「以下第十九項」に改め、同項第三号中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16 第五項の場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が、第五項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若

しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は第五項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項、第四項及び第五項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合には、当該譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 第五項の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 当該承認に係る買取りの申出等は、なかつたものとみなす。

ロ 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに、当該承認に係る特定農地等の全部

若しくは一部の譲渡等をしなかつた場合又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとならなかつた場合には、当該譲渡等をしなかつた特定農地等又は都市営農農地等に該当することとならなかつた特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

ハ 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において当該譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、当該特定農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

三 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられたときは、当該取得に

係る農地又は採草放牧地は、第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす。

第七十条の五第一項中「同条第二十四項」を「同条第二十九項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改め、同条第二項中「第二十項」を「第十六項」に改める。

第七十条の六第一項中「農業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊休農地のうち政令で定める」を「農地法第三十二条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。第一号において同じ。）に係る」に、「該当するものを除く。第五項」を「該当するものを除く。同項」に、「第二十六項」を「第二十項」に、「採草放牧地及び」を「及び採草放牧地並びに」に、「で当該申告書」を「で当該相続税の申告書」に、「納税猶予分の相続税については、当該申告書」を「納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書」に、「納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に、「第三十四項第三号」を「第三十八項第三号」に、「第三十五項第五号」を「第三十九項第五号」に改め、同項第一号中「により取得をした」の下に「この項本文の規定の適用を受ける」を加え、「農業経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項の規定による同項の農業上の利用に関する計画の届



出がなかつたことその他の政令で定める事実が生じたことをいう」を「農地法第三十二条の規定による通知があつたことをいう。第十二項第二号及び第三号において同じ」に、「取得に係る」を「取得に係るこの項本文の規定の適用を受ける」に、「譲渡等の時前に当該」を「譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける」に、「当該取得をした」を「この項本文の規定の適用を受ける」に、「当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地」を「当該農業相続人が当該相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。」に、「その時前に当該特例農地等」を「その時前にこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等のうち農地又は採草放牧地」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第二号中「同号に掲げる」を「同号に定める」に改め、同条第三項中「納税猶予分の相続税」を「納税猶予分の相続税額」に、「金額」に相当する相続税」を「残額」に改め、同条第四項中「採草放牧地及び」を「及び採草放牧地並びに」に、「当該申告書」を「当該相続税の申告書」に改め、同条第五項中「又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日（当該特例農地等）うちに都市営農農地等（相

続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものに限る。第三十四項において同じ。）がある農業相続人にあつては、その死亡の日」を「（同項の規定の適用を受ける特例農地等のすべてが相続又は遺贈により取得をした日において都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地（以下この条において「市街化区域内農地等」という。）である農業相続人（当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等がある農業相続人を除く。）にあつてはその死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日とし、当該取得をした日において当該特例農地等のうちに都市営農農地等以外の市街化区域内農地等及び市街化区域内農地等以外の農地又は採草放牧地がある農業相続人にあつては政令で定める日とする。）」に改め、同条第七項中「同項に規定する納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に改め、同条第八項中「同項に規定する納税猶予分の相続税の額」を「納税猶予分の相続税額」に改め、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十二項第一号中「なつた場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「供していない場合」の下に「（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一

号の次に次の一号を加える。

二 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合 当該借受代替農地等について農地法第三十二条の規定による通知があつた日（同条ただし書の規定による公告があつた場合には、当該公告があつた日）

第七十条の六第十三項中「前項各号」を「前項第一号又は第三号」に、「同項各号」を「同項第一号又は第三号」に改め、同条第十五項中「納税地の」を「当該」に、「により、」を「により」に、「が納税地の」を「が当該」に改め、同条第三十八項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

42 第七十条の四第三十七項の規定は、税務署長が、第四十項において準用する同条第三十五項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会の通知及び前項において準用する同条第三十六項の規定による農業委員会の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。

この場合において、同条第三十七項中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「受贈者」と

あるのは「農業相続人」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替えるものとする。

第七十条の六第三十六項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十五項」に、「同条第三十項」を「同条第三十五項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十五項中「相続税の額を」を「相続税に相当する金額を」に、「年六・六パーセント」を「年三・六パーセント（特例農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等であるものを有しない農業相続人にあつては、当該各号に規定する相続税に相当する金額のうち市街化区域内農地等で政令で定めるものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を基礎とする部分については、年六・六パーセント）」に改め、「相続税の額に相当する」を削り、同項第一号中「納税猶予分の相続税の額」を「相続税」に改め、同項第二号及び第三号中「の額」を削り、同項第四号中「第三十項」を「第三十四項」に、「納税猶予分の相続税の額」を「相続税」に改め、同項第五号中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に改め、「の額」を削り、同項第六号中「第三十一項」を「第三十五項」に、「納税猶予分の相続税の額」を「相続税」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十四項中「第三十項」を「第三十四項」に、「第三十一項」を「第三十五項」に改め、同項第一号から第三号までの規定

中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に改め、同項第四号中「納税猶予分の相続税」を「相続税のうち、当該特例農地等のうち市街化区域内農地等（都市営農農地等を除く。）に係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十三項第一号中「第三十項又は第三十一項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第三十五項第五号」を「第三十九項第五号」に改め、同項第二号中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に、「（第四十四条第二項）を」（同法第四十四条第二項）に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十二項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三十一項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項又は前二項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十四項又は第三十五項」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税に」とあるのは「相続税に」と、「贈与税の」とあるのは「相続税の」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「同項に規定する納税猶予分の相続税額」と、「当該納税猶予分の贈与税額」とあるのは「当該納税猶予分の相続税額」

と、同項第三号中「第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税」とあるのは「第七十条の六第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

第七十条の六第三十二項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「納税猶予分の相続税」を「相続税」に、「又は第八項」を「第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第三十一項」に、「納税猶予分の相続税（既に第七項又は第八項の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税及び特定農地等に係る相続税を除く。第三十四項並びに第三十五項第一号及び第五号において同じ。）」を「相続税」に、「第一項の」を「同項の」に、「当該納税猶予分の相続税に係る」を「同項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「次項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

33 第一項に規定する相続税（既に第七項、第八項又は第三十八項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税、特定農地等に係る相続税及び同号に定める相